

# 千葉市・市原市工場夜景観光推進モニターツアー造成・催行等 業務委託企画提案募集要項

## 1. 委託業務の概要

- (1) 業務名 千葉市・市原市工場夜景観光推進モニターツアー造成・催行等業務委託
- (2) 業務目的 別添仕様書記載のとおり
- (3) 業務内容 別添仕様書記載のとおり
- (4) 履行場所 千葉市・市原市工場夜景観光推進協議会（以下、「協議会」という）が指定する場所
- (5) 委託期間 契約締結の日から令和3年3月31日まで
- (6) 予定価格 上限額 1,394,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- (7) 業務担当 千葉市・市原市工場夜景観光推進協議会事務局  
（千葉市経済農政局経済部観光プロモーション課内）

## 2. 参加資格要件

本業務の企画提案を行う者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 旅行業法に基づく第1種または第2種の旅行業登録を行っている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しない者であること。
  - (ア) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
  - (イ) 本業務委託の契約締結に係る見積日前6か月以内に不渡り手形又は不渡り小切手を出した者
  - (ウ) 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続の開始申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていない者
  - (エ) 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていない者
  - (オ) 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を参加申込期限の日から見積日までの間に受けている者
  - (カ) 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者
  - (キ) 千葉市暴力団排除条例（平成24年第36号）第9条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者
  - (ク) 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金含む）を完納していない者
  - (ケ) 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていない者
- (3) 令和2・3年度の千葉市入札参加資格者名簿に登録されている者または令和2年度に有効な名簿に登録される予定である者。
- (4) 本業務と類似の業務履行実績を有すること。

## 3. 参加に関する手続き

- (1) スケジュール

内容		日程（全て令和2年）
①	公募募集要項の公表	9月16日（水）
②	質問書受付締切	9月25日（金）17時
③	質問書への回答	9月28日（月）
④	参加申込期限	10月7日（水）17時
⑤	提案書受付期限	10月7日（水）17時
⑥	ヒアリング・審査	10月中旬
⑦	選定結果通知	10月中旬～下旬
⑧	契約締結	10月中旬～下旬

※⑥ヒアリングを実施する場合は、別途連絡を行う

(2) 内容に関する質問

本募集要項及び企画提案仕様書の内容について不明な点が生じた場合は、下記により質問すること。

(ア) 提出期限

令和2年9月25日（金）17時まで

(イ) 提出方法

電子メールによる。持参、郵送、FAX、電話、口頭での質問および受付期間を過ぎて提出された質問は一切受け付けない。電子メールの件名は「質問書」とする。

(ウ) 提出先

千葉市・市原市工場夜景観光推進協議会事務局

（千葉市経済農政局経済部観光プロモーション課内（[promotion.EAE@city.chiba.lg.jp](mailto:promotion.EAE@city.chiba.lg.jp)））

(エ) 提出書類

質問書（様式第3号）

(オ) 質問に対する回答

質問および回答については、令和2年9月28日（月）に千葉市ホームページに公開する。  
なお、質問の回答内容については、本募集要項の追加または修正とみなす。

(3) 参加申込

企画提案に参加を希望する者は、下記のとおり必要書類を提出すること。

(ア) 提出期限

令和2年10月7日（水）17時まで（郵送の場合、提出期限までに必着のこと）

(イ) 提出方法

持参もしくは郵送とする。郵送の場合、提出期限までに必着のこと。また、事故等による未着について協議会では責任を負わない。なお、FAX・電子メールでの提出および提出期限を過ぎて提出された場合は一切受け付けない。

(ウ) 提出先

〒260-8722 千葉市中央区千葉港2番1号

千葉市・市原市工場夜景観光推進協議会事務局

（千葉市経済農政局経済部観光プロモーション課内（千葉中央コミュニティセンター10階））

(エ) 提出書類

1	参加申込書	様式第1号
2	誓約書	様式第2号
3	会社概要	様式自由
4	過去の類似業務の実績を表すもの（契約書の写し、仕様書等）	様式自由
5	企画提案書（書式は定めない。ただし、A4判両面にて作成、下記について記述すること。） 1. 「千葉市・市原市工場夜景観光推進」に対する考え方（テーマを含む） 2. 企画提案内容 3. 業務の実施体制 4. 業務スケジュール 5. 経費積算根拠	
6	上記5の電子データ（Microsoft Word形式、Microsoft Excel形式、Microsoft PowerPoint形式またはPDF形式）	
7	業務実施に係る見積書	
8	法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	
9	法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3） ※発行日は提出日から3か月以内であること	
10	市税完納及び特別徴収に関する証明書 ※千葉市内に本店又は営業所等を有する場合のみ提出すること	

(オ) 提出部数

正本1部（社名を記載し押印する）、企画提案書のみ副本として13部（社名等未記入）

(4) 提案の無効に関する事項（不適合事項）

次のいずれかの事項に該当した場合は、提案を無効または失格とする。

(ア) 提出期限を過ぎて参加申込、企画提案書等が提出された場合

(イ) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(ウ) 提出書類に重大な誤脱があった場合

(エ) 見積額が1(6)に記載する額を超過した場合

(オ) 会社更生法の更生手続開始、民事再生法の再生開始等の申し立てをする等、契約を履行することが困難であると認められる状態になった場合

(カ) 審査の公平を害する行為があった場合

(キ) その他、企画提案にあたり、著しく信義に反する行為があった場合

4. 企画提案審査

(1) 審査方法

選考は、別途要綱に基づき設置している千葉市・市原市工場夜景観光推進モニターツアー造成・催行等業務委託選考委員会（以下「選考委員会」という）が、企画提案書により、下記(2)の審査基準に基づいて選定する。

評価項目ごとに選考委員会の委員（以下「委員」という。）が評価を行い、各委員の評価点の

合計が最も高い提案を最優秀提案とする。

## (2) 審査基準

選定に係る評価項目等は次のとおりとする。

項目	審査事項	配点
業務実施能力	委託業務を円滑に行うための実施体制・スケジュールを構築できるか。	10
	モニターツアー造成・催行の必要な専門知識及び実績を有しているか。	10
企画提案内容	仕様書と照らして的確な内容であり、かつ実現性・具体性のある企画内容であるか。	30
	話題性、集客性に資する工夫が加えられているか。	20
	参加者の満足度を高める内容となっているか。	20
経費	全体の開催費用(概算)の算出と運営マネジメント(資金運営・リスク管理等)は適切で、効率的か。	10
合計		100

- ・ 参加申込者が1者のみの場合も、審査を実施する。
- ・ 委員全員の合計点が6割以上に達した者を選定の対象とする。参加申込者が1者のみの場合は、委員全員の合計点が6割以上に達した場合に選定の対象とする。
- ・ 委員全員の合計点が最も高い提案を最優秀提案とする。
- ・ 審査の結果、合計総評価点が同点になった場合は、委員の合議により選定を決定する。

## (3) 審査・選定結果通知

審査・選定結果は、決定後速やかにすべての参加者に通知する。なお、審査結果に関する意義の申し立ては受け付けない。

## 6. 契約

- (1) 選考により最優秀提案と決定した提案を提出した者を委託先候補とし、詳細な業務の内容及び契約条件について協議・合意した後に、業務委託契約を締結する。なお、協議の結果、企画案の一部を変更する場合がある。
- (2) 前項の交渉が不成立の場合には、協議会は、次点以下の提案者と交渉を行い、委託契約を締結する。

## 7. その他

- (1) 書類等に作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提出書類の作成に係る費用は、全て参加者の負担とする。なお、提出された書類は返却しない。
- (3) 採択された企画提案書の著作権は協議会に帰属するものとする。
- (4) 企画提案書や選考結果（不採用となった参加者の名称、審査結果を含む）は、第三者から公文書開示請求があった場合、原則として開示の対象とする。ただし、本企画提案選考期間は、千

- 葉市情報公開条例（平成 12 年条例第 52 号）第 7 条の規定に基づき、開示の対象としない。
- (5) 本企画提案に関連し、知り得た情報については、協議会の承諾を得ることなく、第三者に漏らしてはならない。
  - (6) 協議会は、提出書類及びその内容を本業務以外に無断で使用しない。
  - (7) 企画提案書の提出後、協議会の判断によりヒアリングによる内容の確認、補足資料の提出を求められることがある。
  - (8) 企画提案書の記述が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うこととする。
  - (9) 本企画提案に関して、追加すべき情報があった場合には、市ホームページに記載するものとする。

## 8. 問い合わせ先

---

千葉市・市原市工場夜景観光推進協議会事務局

（千葉市経済農政局経済部観光プロモーション課内）

〒260-8722 千葉市中央区千葉港 2 番 1 号千葉中央コミュニティセンター10 階

TEL：043-245-5066

FAX：043-245-5334

E-Mail：promotion.EAE@city.chiba.lg.jp

以 上